

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

京丹波町

目次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

- 1 京丹波町の農業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 担い手の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 経営体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 目標とすべき所得水準及び労働時間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 その他の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

- 個別経営体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 組織経営体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・ 6

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 町が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 関係機関との連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供・・・・・・・・ 8

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標・・・・・・・・・・ 9
- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・・・・ 9

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 地域計画推進事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 (一財)京丹波農業公社、(一財)和知ふるさと振興センターが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 京丹波町の農業の概要

本町は、京都府のほぼ中央部にあたる由良川水系上流部に位置し、丹波高原にあつて、長老ヶ岳（917m）のほか標高400m～600mの山々に囲まれ、南側の山地は分水嶺の一部を成している。面積は303.07km²、このうち約83%を森林が占める農山村で、この間を縫って耕地が広がる。

農業を主産業として発展してきたが、近年は過疎化、高齢化の進行と後継者不足が深刻化する中、農家戸数、経営耕地面積ともに減少傾向にある一方で、圃場整備などにより農業生産基盤の条件が良くなり、機械化による農作業の省力化が図られるようになった。

また、水稻を中心とした農業のほか、丹波地域特有の自然を生かし、重点転作物として生産を奨励してきた黒大豆や小豆、みず菜やほうれん草は、丹波ブランドとして定着し、最近では、伏見とうがらし、紫ずきん等のブランド京野菜、そばなどの生産が増加している。

さらに、京都府下有数の畜産地帯である本町では、畜産が農業産出額の大部分を占めており、酪農、肉用肥育・繁殖牛、養豚、養鶏等、多様な畜産経営が展開されている。

2 担い手の状況

本町の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、近年、一層の兼業が進み、第2種兼業農家が大半を占めるまでになった。農業を生計の中心とする第1種兼業農家は減少傾向にあり、そのため、一戸あたりの経営規模の小さい零細な経営体が多い状況にある。一方で、最近では、Uターン、Iターン者の就農や定年退職者等による帰農も増加傾向にある。

農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、農業者の高齢化に伴い、機械の更新時期や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

小規模な農地が点在する中山間地域である本町においては、農業従事者の高齢化と担い手不足、さらには鳥獣被害による営農意欲の減退等により、農地の荒廃や遊休農地の増加など、農地の持つ多面的機能の維持が困難な状況となりつつある。

今後においては、農業振興の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本とし、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

また、地域計画の推進により、守るべき農地を明確化し、農業経営の強化・拡大を志向する担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、UIターンによる新規就農者や兼業農家等、多様な担い手の確保・育成、広域的営農体制の確立等を推進することとする。

3 経営体の育成

農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業公社等の関係機関と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センター、農業協同組合等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改良による高収益化や高付加価値化、新規作目の導入、高収益作物への転換等を推進する。

集落営農組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、府、農業会議、農業協同組合等の関係機関と連携し、地域及び営農の実態等に応じた生産組織に育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体、小規模な兼業農家や女性、生きがい農業を行う高齢農家及

び土地持ち非農家等との間で役割分担を明確にしつつ、多様な担い手の連携により農地が適正に管理され、地域全体としての活性化に結びつくよう、農業経営基盤強化に係わる諸施策を推進する。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度及び第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会等の支援による認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）への農地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした生産基盤整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

4 目標とすべき所得水準及び労働時間

町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、水稻栽培7ha以上、黒大豆5ha以上、年間所得500万円以上で、本町の中核農家と位置づけ、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

一方、新たに農業経営を営もうとする青年等の具体的な経営の指標は、農業経営で生計が成り立つ水準を目標とし、年間農業所得200万円程度、年間労働時間2,000時間（ともに主たる農業従事者一人あたり）の水準を実現できるものとする。

5 その他の対策

高齢化の進行が著しい本町にあつて、作業の省力化と後継者の育成、農業の効率性や生産性を高めるための地域ぐるみの共同営農の推進と経営指導体制の充実など、農業に携わる人が誇りと自信を持ち、やりがいとゆとりをもたらす農業経営ができるよう、農業者を支援する取り組みを進める。

また、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業の導入を積極的に推進し、生産方式や経営管理の合理化を図るとともに、京都府みどりの食料システム基本計画に沿って、耕畜連携を核とした堆肥の活用、緑肥の普及等、環境にやさしい農業を推進し、持続可能な農業の発展に向けた取組を進める。

そのほか、既存の食品加工施設の活用や農産加工グループなどによる地元産農産物を生かした特産品の開発・生産拡大に向けた支援を行うとともに、地元産農産物の学校給食への積極的な活用による地産地消の推進のほか、朝市などの産直や農村体験を通じた都市農村交流の推進などによる新たな流通体系の確立と消費拡大を図る。

6 指導体制

町は、京丹波町地域農業再生協議会、農業会議、農業改良普及センター、農業協同組合等の関係機関と連携して、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導、法人形態への移行支援を行うとともに、実践的な研修や、重点推進品目ごとの研修等を実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

- ・主たる労働人数（時間） 1人（2,000時間程度）
- ・主たる従事者の年間目標所得 400万円以上

なお、以下の類型の表中の所得目標は、主たる従事者の所得を含めた農家所得を示した。

【個別経営体】

- ・ 目標とする形態は、65戸とする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水 稲 作業受託	《作付面積》 水 稲 6ha 作業受託 1.2ha (基幹作業) 《基幹労働力》 2人 《所得目標》 500万円	《資本装備》 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 軽トラック 1台 防除機 1台 草刈機 1台	・複式簿記により 経営と家計との 分離を図る。 ・青色申告の実施 ・担い手支援シス テムを確立する。	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 ・家族経営協定の締結 《目標とする経営体数》 15戸
水 稲 黒大豆	《作付面積》 水 稲 7ha 黒大豆 5ha 《基幹労働力》 2人 《所得目標》 500万円	《資本装備》 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 播種機 1台 防除機 1台 乗用管理機 1台 脱粒機 1台 草刈機 1台 軽トラック 1台	・複式簿記により 経営と家計との 分離を図る。 ・青色申告の実施 ・担い手支援シス テムを確立する。	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 ・家族経営協定の締結 《目標とする経営体数》 20戸
水 稲 京夏ずきん ・紫ずきん	《作付面積》 水 稲 2ha 京夏ずきん ・紫ずきん 2.5ha 《基幹労働力》 2人 《所得目標》 500万円	《資本装備》 トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 播種機 1台 防除機 1台 乗用管理機 1台 脱莢機 1台 草刈機 1台 軽トラック 1台	・複式簿記により 経営と家計との 分離を図る。 ・青色申告の実施 ・担い手支援シス テムを確立する。	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 ・家族経営協定の締結 《目標とする経営体数》 10戸

<p>京夏ずきん ・紫ずきん 伏見とうがらし</p>	<p>《作付面積》 京夏ずきん ・紫ずきん 80a 伏見とうがらし 11a 《基幹労働力》 2人 《所得目標》 500万円</p>	<p>《資本装備》 トラクター 1台 播種機 1台 防除機 1台 乗用管理機 1台 脱莢機 1台 草刈機 1台 軽トラック 1台</p>	<p>・複式簿記により 経営と家計との 分離を図る。 ・青色申告の実施 ・担い手支援シス テムを確立する。</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 ・家族経営協定の締結 《目標とする経営体数》 10戸</p>
<p>酪 農</p>	<p>《飼養頭数》 搾乳牛 40頭 育成牛 10頭</p>	<p>《資本装備》 トラクター 1台 バルククーラー 1台 パイプラインカー 1台 ホイロローダー 1台 トラック 1台 牛舎 他</p>	<p>・複式簿記により 経営と家計との 分離を図る。 ・青色申告の実施 ・担い手支援シス テムを確立する。</p>	<p>・休日制の導入 ・社会保険等の加入 《目標とする経営体数》 10戸</p>

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>【集落型】</p> <p>水 稲 作業受託 黒 大豆</p>	<p>《作付面積》 水 稲 1.3ha 作業受託 1.5ha 黒 大豆 6ha</p> <p>《基幹労働力》 3人</p> <p>《所得目標》 1,200万円</p>	<p>《資本装備》 トラクター 3台 田植機 2台 コンバイン 3台 乾燥機 4台 ライムソロー 1台 オガトリンチャー 1台 動力噴霧器 2台 防除機 2台 乗用管理機 1台 草刈機 2台 軽トラック 3台</p>	<p>・青色申告の実施</p> <p>・集落の労働力確保</p> <p>・支援システムを確立する。</p>	<p>・広域営農による従事者の確保</p> <p>・機械作業に係るオペレーターの確保</p> <p>《目標とする経営体数》 5組織</p>
<p>【集落型】</p> <p>水 稲 作業受託 黒 大豆 京夏ずきん ・紫ずきん みず菜</p>	<p>《作付面積》 水 稲 1.5ha 作業受託 1.5ha 黒 大豆 3.5ha 京夏ずきん ・紫ずきん 1.7ha みず菜 50a</p> <p>《基幹労働力》 3人</p> <p>《所得目標》 1,500万円</p>	<p>《資本装備》 トラクター 3台 田植機 2台 コンバイン 3台 乾燥機 4台 ライムソロー 1台 オガトリンチャー 1台 動力噴霧器 2台 防除機 2台 乗用管理機 1台 施肥播種機 1台 播種機 1台 脱莢機 1台 管理機 1台 草刈機 4台 軽トラック 3台</p>	<p>・青色申告の実施</p> <p>・集落の労働力確保</p> <p>・支援システムを確立する。</p>	<p>・広域営農による従事者の確保</p> <p>・機械作業に係るオペレーターの確保</p> <p>《目標とする経営体数》 5組織</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。

ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始するものにあつては、農業で生計が成り立つ年間農業所得（第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得の概ね5割）を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である黒大豆や小豆、丹波くりなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行うため、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携し、サポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

そのほか、町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、府及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関して、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：58% なお、面的集積についての目標については、農地中間管理事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町では、水稻並びに黒大豆を始めとする土地利用型作物を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

本町では分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、少子高齢化の進行に伴い、後継者不在の担い手も増加傾向にある中、新規就農も含めた受け手の確保、戦略作物の導入や高収益作物への転換等について適切な施策を講じなければ、平坦地も含め多くの農地が遊休化し、本町の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体の育成と併せ、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域においては、それらの取組と併せ、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規参入者や兼業農家等の多様な経営体の確保・育成や、広域的な営農体制の確立を推進し、地域の農地を守る体制の整備等を進めるとともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃が危ぶまれる遊休農地については、地域の話し合いを通じて、放牧や緑肥等の作付け、計画的な植林等の粗放的管理も視野に入れた農地保全等の取組を進める。

(3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等
本町の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、関係各課、農業委員会、府、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等の関係機関・団体と連携し、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ③ 農地中間管理機構の活用による①及び②に対する農地の面的集積の促進
- ④ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ⑤ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入、高収益作物への転換
- ⑥ 広域的な営農体制の整備

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、京都府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとし、各個別事業の方針は、次のとおりとする。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画の実行に際しては、目標地区に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農業会議の現地推進役、農地中間管理機構、土地改良区、府、その他地域住民など、地域農業に関わる者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整することとし、開催に当たっては広く周知を図る。

協議の場においては、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場の参加者等からの問合せへの対応を行うための窓口を農林振興課に設置する。

(3) 法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで京力農場プランの実質化が行われている区域や、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金の対象農地を中心に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し粗放的な利用を行う等により、農用地の保全等を図る。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域から一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域の地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、法基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等、法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、特定農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合

には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、京丹波町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 (一財)京丹波農業公社、(一財)和知ふるさと振興センターが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア (一財)京丹波農業公社、(一財)和知ふるさと振興センターその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織等担い手の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや町及び農地中間管理機構との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- イ 町は、需要のある農産物づくりを推進するとともに、需要に結びついた地域特産物を重点的に育成するため、地元直売所、地域商社等との連携を深め、情報発信を行い、京丹波町ブランドの確立を図る。
- ウ 町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3、第4で掲げた目標や事項の達成、第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、京丹波町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附則（平成26年京丹波町公告第55号）

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則（令和5年京丹波町公告第41号）

- 1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。
- 2 改正前の基本構想の規定に基づき実施され、またはこの基本構想施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。